

綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務委託に
係る公募型プロポーザル実施要領

令和4年1月

京都府綾部市

1 目的

綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務は、綾部市放課後学級において児童及び職員の入退室管理機能及び保護者への連絡機能等を有したシステムを導入することにより、入退室の管理を一元化し、保護者への通知や連絡機能を付加することで、児童の保護者がより便利に安心して利用できる環境を整備することを目的とする。

この業務を実施するに当たり、ICTに関する専門的知識や高度な技術に基づく優れた提案を募集するためにこの公募型プロポーザルを実施する。

2 事業概要

(1) 業務名

綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務

(2) 業務内容

別添1「綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

(4) 提案上限額

①システム導入に係る経費 2,380,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

②システム運用に係る経費 月額125,400円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は単に本事業に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。参加資格の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合、契約締結は行わないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225条）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

(5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。

(6) 本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と、本事業と種類及び規模をほぼ同くする契約及び履行実績が複数あること。

4 事業スケジュール

本業務における調達からシステム稼働までのスケジュールは以下の通りとする。

※各実施日については、事務上の都合により変更となる場合がある。

期日	項目	備考
令和4年1月7日(金)	公募開始	市ホームページ及び公告
令和4年1月19日(水) 午後5時15分	質問書提出期限	電子メール
令和4年1月21日(金)	質問書回答期限	市ホームページ
令和4年1月31日(月) 午後5時15分	参加申請書提出期限	持参又は郵送
令和4年2月1日(火)	一次審査(書類審査)	参加者が6者以上あった場合のみ
令和4年2月2日(水)	一次審査結果通知及び二次審査案内	郵送及び電子メール
令和4年2月9日(水) 午後	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)	Zoomによるオンライン
令和4年2月10日(木)	二次審査結果通知	郵送及び電子メール
令和4年2月中旬	契約協議・契約締結	

5 質問書の提出

本事業の内容について質問のある場合は、質問書(様式第5号)を電子メールにて提出すること。質問は取りまとめて市ホームページに掲載する。ただし、質問書提出期限は令和4年1月19日(水)午後5時15分必着とし、期限後の質問に関しては一切受け付けない。

(1) 留意事項

- ①質問は、提案可能者以外からは受け付けない。
- ②電子メールの件名は、「【プロポーザル質問】(参加者名)」とすること。
- ③期間内に質問書が事務局まで届かなかった場合は、その理由に関わらず質問は無効とする。

6 参加申請手続

本事業のプロポーザルに参加を希望する者は、次に定める書類を提出すること。

(1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「綾部市放課後学級入室管理等システム導入業務委託に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

(2) 提出方法等

提出書類様式は綾部市ホームページより入手すること。

①提出期限：令和4年1月31日（月）午後5時15分必着

②提出方法：持参又は郵送

持参の場合は平日午前8時30分～午後5時15分までとする。

郵送の場合は書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する場合は提出期限までに電話により連絡すること。

③提出先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会教育部社会教育課 学び推進・青少年担当

TEL：0773（42）4326

FAX：0773（43）0991

E-MAIL：shakaikyoiku@city.ayabe.lg.jp

7 一次審査の概要

(1) 選定方法

参加者が6者以上の場合、選定委員会において提出書類を基に書類審査を行い、上位5者を選定する。

(2) 実施日

令和4年2月1日（火）

(3) 審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
①企業概要、業務実績、業務遂行能力	10点
②業務体制	10点
③業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
④提案内容等の適格性	20点
合 計	50点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れて いる	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
20点	20	16	12	8	4
10点	10	8	6	4	2

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知を行う。なお、参加者が5者以下のため一次審査を行わなかった場合もその旨通知を行う。

通知予定日：令和4年2月2日（水）

(5) 留意事項

- ①審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ②参加者は審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

8 二次審査の概要

(1) 選定方法

オンラインによるプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。選定委員会により提案内容を客観的かつ総合的に評価・採点し、委託上限額の範囲内で最も得点の高い提案をした者を優先交渉権者として選定する。なお、一次審査通過者が1者となった場合でも二次審査は実施する。実施した結果、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。

(2) 実施日

令和4年2月9日（水）午後

詳細は一次審査後に別途、通知する。

(3) 実施方法

- ①オンラインによる実施とする。
- ②参加人数は特に制限しないが、最小限に留めること。
- ③持ち時間は1提案者あたり40分程度とし、あらかじめ提出された書類に基づくプレゼンテーション30分及びヒアリング10分を目安とする。
- ④提出された書類以外に別途プレゼンテーション用の資料を作成しないこと。

(4) 審査基準

①審査項目・配点

評 価 項 目		配 点
実務実施体制 (30点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	10点
	③プレゼンテーションにおける専門的技術力、取組姿勢、コミュニケーション能力	10点
企画提案内容 (70点)	①システムの構成	10点
	② システムの運用方法	
	③ 機能要件仕様書の機能	10点
	④ 機能要件仕様書以外の機能	
	⑤ 機器の内容	

	⑥ セキュリティ対策	20点
	⑦ 保守の内容（通常時、障害発生時）	10点
	⑧ 操作・運用研修	10点
	⑨ 導入・運用開始までのスケジュール	
	⑩見積金額	10点
	合 計	100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れて いる	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
20点	20	16	12	8	4
10点	10	8	6	4	2

(5) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知を行う。

通知予定日：令和4年2月10日（木）

(6) 留意事項

①審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。

②提案者は審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

9 契約協議及び契約締結

(1) 「8 二次審査の概要」に基づき選定された優先交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

(3) 契約交渉の結果、合意に至らなかった場合または「10 失格事項」に該当する行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて交渉を行う。

(4) 契約締結手続きは本市の契約規則に定める方法で行う。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 委託料上限額を超えた場合

(6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合

- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他選定委員会が不適切と認めた場合

1 1 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。なお、書類等の返却は行わない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（任意様式）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

1 2 事務局（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会教育部社会教育課 学び推進・青少年担当（担当：宮崎）

TEL：0773（42）4326

FAX：0773（43）0991

E-MAIL：shakaikyoiku@city.ayabe.lg.jp